

午前10時01分 開会

◎開会の宣告

○小川利八議長 ただいまの出席議員数は24名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年6月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○小川利八議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議員の紹介

○小川利八議長 先般、越谷市選出組合議員の任期満了に伴う改選の結果報告が5月22日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。

菊地貴光議員でございます。

小林豊代子議員でございます。

後藤孝江議員でございます。

武藤智議員でございます。

竹内栄治議員でございます。

野口佳司議員でございます。

◎議席の指定

○小川利八議長 次に、ただいまご紹介いたしました議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

書記をして氏名及び議席番号を朗読させます。

○鈴木洋介議会事務局副調整幹 朗読いたします。

……朗読……

菊地貴光議員1番、小林豊代子議員2番、後藤孝江議員7番、武藤智議員13番、竹内栄治

議員19番、野口佳司議員20番。

以上でございます。

○小川利八議長 ただいま朗読いたしました議席を指定いたします。

◎諸般の報告

○小川利八議長 この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第6条第1項の規定により、閉会中の5月22日において、議会運営委員に野口佳司議員、総務常任委員に小林豊代子議員、後藤孝江議員、ごみ処理常任委員に武藤智議員、竹内栄治議員、し尿処理常任委員に菊地貴光議員、野口佳司議員を選任いたしました。

次に、本日開催の議会運営委員会において、野口佳司委員が委員長に選出されております。

次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧を報告第2号としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○小川利八議長 これより、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

15番 戸田馨 議員

16番 佐藤永子 議員

17番 岡部一正 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○小川利八議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたし

ます。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 おはようございます。

閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案はありませんでした。

一般質問につきましては、1名の議員から通告がありました。

また、今定例会の会期につきましては、本日1日間と決定いたしました。

なお、これまで様々な新型コロナウイルス感染症対策を講じて議会運営を行ってまいりましたが、感染症法の位置づけが変更されたことに伴い、換気のための出入口の開放のみの対策とすることと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○小川利八議長 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小川利八議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

ここで、総務常任委員会の開催のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時15分 再開

◎開議の宣告

○小川利八議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○小川利八議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されました、総務常任委員会における副委員長の互選結果をご報告いたします。

総務常任副委員長に後藤孝江委員が選任されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎組合行政に対する一般質問

○小川利八議長 これより組合行政に対する一般質問を行います。

今定例会における発言通告者につきましては、一般質問発言通告書一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

発言通告書に伴い、発言を許可いたします。

なお、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

4番、平野千穂議員。

[4番 平野千穂議員登壇]

○4番 平野千穂議員 改めまして、おはようございます。4番議員、松伏町日本共産党の平野千穂です。

今回の一般質問、大きく3項目となっております。

順次、質問をしていきます。

まず、大きな1点目、ごみ減量への取組です。

財政計画2024の概要資料に、プラスチック分別収集・処理、そして家庭系ごみ処理の有料化とあります。また、ごみ減量への取組については、国の2050年カーボンニュートラル実現に向けて、市町に一層の取組が求められているところでございます。

そこでお尋ねをいたします。

①プラスチック分別収集・処理について、今までの取組と今後の進め方についてお尋ねいたします。

②家庭系ごみ処理の有料化について、今後どのように進めようとしているのかお尋ねをいたします。

③プラスチック分別収集・処理、家庭系ごみ処理の有料化の検討は、国の交付金の交付要件になっていると理解をしていますが、その理解でよろしいのかお尋ねをいたします。

大きな2番、第一工場堆肥化施設の整備事業について。

第一工場ごみ処理施設整備に伴い、現在の堆肥化施設は移転することが計画をされており、令和7年度から建設工事が予定をされております。

そこでお尋ねをいたします。

①財政計画2024策定ポイントに、堆肥化施設の整備はこれまでの成果や課題を踏まえて、運営や販売方法を見直すとしています。これまでの成果や課題とは具体的にどのようなことなのでしょう。

大きな3番です。第一工場ごみ処理施設の更新事業についてです。

令和9年度からの更新工事のために、令和5年度、6年度に基本設計を行い、建設の規模、方法、費用などについて検討するとなっております。

そこで、①です。分担金の見直し、負担額の増額については、いつからと考えていらっしゃるのでしょうか。

②建設費用については、事業系ごみ量も反映した費用負担方法にするべきと考えております。見解を伺います。

○小川利八議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

[福田 晃管理者登壇]

○福田 晃管理者 それでは、ただいまの平野議員さんのご質問に順次お答えをいたします。

ごみ減量への取組のうち、まずプラスチック分別収集処理についてのいままでの取組と今後の進め方についてのお尋ねでございますが、令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、市町村の役割としてプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が努力義務化されました。このことについて、令和4年3月、構成市町の廃棄物所管課及び組合で組織される事務連絡協議会において、情報共有を図り、構成市町によるプラスチックごみの分別収集等の実施に向けて検討していくことを確認し、また令和4年11月、令和5年2月及び令和5年3月の事務連絡協議会において、今後のプラスチックごみの分別収集等に関する進め方について協議したと伺っております。

さらに、昨年8月には先進的な取組をしている東京都日野市のごみ処理施設の視察を事務連絡協議会で実施し、プラスチックごみの分別収集導入に向けた課題や対応などについて、

情報収集を図ったと伺っております。

プラスチックごみの分別収集については、収集業務を所管する構成市町の事務となりますので、事務連絡協議会において十分にご協議いただきたいと考えております。

次に、家庭系ごみの有料化について、今後どのように進めようとしているのかのお尋ねでございますが、一般廃棄物の有料化につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき国が定める、廃棄物の減量その他その適切な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針において、一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されております。この基本方針を受け、同法に基づき、市町村に策定が義務づけられている一般廃棄物処理計画を構成市町においても策定しており、一般廃棄物の排出抑制等に関する課題や対策として、家庭系ごみの有料化の検討について記載されております。

家庭系ごみの有料化は、廃棄物の発生抑制及び循環型社会の形成に向けた重要な取組であることを組合としても認識しております。既に家庭系ごみの有料化を導入している自治体の事例を参考にしつつ、事務連絡協議会で十分にご協議いただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、循環型社会形成推進交付金の交付要件についてのお尋ねでございますが、当該交付金の交付を受けるためには、循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき、廃棄物の3Rの推進に向けた施策や交付対象となる処理施設等の整備に関する事項を記載した5年間の計画期間とする循環型社会形成推進地域計画を策定する必要があります。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い、交付要件としてプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化について、必要な措置を講じていることなどが交付要件として追加されました。

第一工場ごみ処理施設の更新工事については、現在の東埼玉資源環境組合地域循環型社会形成推進地域計画に記載されており、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行前に承認を受けていることから、交付金の交付を受けることが可能となっております。

しかしながら、今後予定している第二工場ごみ処理施設の基幹改良工事につきましては、新たに地域計画に記載する事業となりますので、交付金の交付を受けるためには、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に関する措置を実施することが必要となります。

家庭系ごみの有料化についても、地域計画においてごみ焼却施設の新設を行う際には、有料化について十分に検討し、検討状況について具体的に記載する、また、家庭系ごみの有料化を実施しない場合は、その他のごみ減量化の施策について具体的に記載することが交付要

件とされております。

なお、第一工場ごみ処理施設の更新工事については、新しく焼却炉やボイラなどの設備を入れ替えるため、新設に該当することから、家庭系ごみの有料化の検討が交付要件となりますのでご理解賜りたいと存じます。

次に、堆肥化施設のこれまでの成果や課題とは具体的にどのようなことかのお尋ねでございますが、堆肥化施設は緑のリサイクル事業として、組合管内の公園や道路などの公共施設や個人宅から発生する剪定枝、刈り草を堆肥化し、ごみの減量、リサイクルを図るとともに、堆肥利用による有機栽培や緑化の推進に寄与することを目的に、平成11年10月より試験的に稼働を開始いたしました。このような中、現在に至るまでに平成23年3月には、福島第一原子力発電所の事故が発生し、当該施設も放射能の影響を受け、平成23年11月からの約3年間事業を休止しております。

これまでの成果でございますが、長期にわたり枝草の配合割合を変えるなど、繰り返し調査研究を行ったところ、安定した良質な堆肥が生産できるようになり、現在では多くの方々から大変好評をいただいております。また、例年、1,000トン程度の枝草を焼却処分せずに、当該施設へ搬入することで、ごみの減量にも寄与しております。

次に、課題でございますが、枝草は季節によって繁茂する状況が異なるため、年間を通して安定的に搬入を確保することが困難なことから、十分な量の堆肥生産が厳しい状況となっております。

今後につきましては、堆肥化を試験的な運営から、本格的な堆肥化事業として取り組むため、運営や販売方法などを検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第一工場ごみ処理施設の更新事業のうち、分担金の見直しをいつからと考えているかについてのお尋ねでございますが、令和5年3月の全員協議会において説明させていただいたとおり、これまで財政計画2018に基づき、平成30年度から令和4年度までの分担金を30億円、令和5年度分担金を32億円とし、不足する資金については廃棄物処理施設整備基金から取り崩しておりました。

今後は、第一工場ごみ処理施設整備事業に係る財源を計画的に確保する必要があるため、令和6年度までに財政計画2018を見直し、令和6年度以降の分担金について、財政計画2024の中でお示しすることとなっております。現在、令和6年6月の策定・公表に向けて、策定業務を進めているところでございます。

その中で、令和9年度以降は第一工場ごみ処理施設の工事着手に伴って、資金需要が高ま

る見通しとなっており、今後は基金の取り崩しを行わないことや資材高騰への対応などにより、現状のままでも分担金は45億円程度必要となります。そのため、令和6年度の分担金を少なくとも45億円とし、さらに令和7年度以降の分担金を段階的に増額し、基金の積み増しを行う必要があると考えております。

組合においては、交付金や地方債を活用した財源の確保及び経費の節減を図るとともに、基金を活用することで組合構成市町の財政負担の軽減と平準化に努めてまいります。

なお、令和6年度の分担金予定額につきましては、令和5年11月を目途に第一工場ごみ処理施設整備事業を含めた資金収支計画案を作成し、組合構成市町にお知らせする予定でございます。

今後は計画骨子及び資金収支計画案を取りまとめ、途中経過を説明させていただきながら、策定に向けて進めてまいりたいと存じます。

次に、建設費用については、事業系ごみ搬入量も反映した費用負担方法にすることについてのお尋ねでございますが、現在、事業系ごみの搬入量は、組合に搬入される可燃ごみの約3割となっています。事業系ごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業者の責任において処理することとされており、受益者負担の原則と排出量に応じた負担の公平性を確保するため、ごみ処理原価に相当する額を事業者負担していただくことが基本となります。

組合においては、東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例に基づき、事業系ごみ10キロ当たり210円を徴収しておりますが、今後は第一工場ごみ処理施設整備事業の進捗に伴い、ごみ処理原価の上昇が見込まれます。このため、財政計画2024において、現状のごみ処理原価を明らかにするとともに、事業系ごみ処理手数料の料金設定の考え方をお示した上で、ごみ処理原価を適切に反映しているかどうか、毎年の点検を行い、近隣自治体の状況なども踏まえ、事業系ごみ処理手数料の見直しについても検討の必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○小川利八議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありますか。

4番、平野千穂議員。

○4番 平野千穂議員 では、順次幾つか再質問をいたします。

まず、大きな1番のごみ減量への取組ですが、ただいまのご答弁で、令和4年4月1日にプラスチックについては法律のほうが変わって、努力義務の部分になったということでした。それを踏まえて、この間、三度ほどですか、事務連絡協議会のほうでの協議も進んでいると

いうご答弁、さらには令和4年には、そういったことで収集事務を行う構成市町とともに調査なんかも行かれたということで理解はしました。

お尋ねしたいのは、この事務連絡協議会のほうで、何らかの結論を出さなければならない期限というものがあるのかどうか。先ほども少しおっしゃっていましたが、プラ分別の実施、家庭系ごみの有料化、期限というものはいつになるのかお尋ねをいたします。

さらに、先ほどの答弁の中で、家庭系ごみ処理の有料化を検討はするけれども、仮にそれを実施しない場合は、そういった実施はしないという結論を出した場合は、ごみを減らす施策を行わなければいけないということでした。こちらについては、例えばどのようなことがあるのか、具体的な事例があればお示しをさせていただきたいと思います。

今の質問にも関係するんですが、こちらの東埼玉資源環境組合の施設だけではなく、構成市町で今後新たに施設の建設、またそれから既存の施設があると思うんですが、例えば構成市町のリサイクルプラザ、そういったところの改修工事が今後組み込まれたときには、先ほどのこの国の交付金申請に伴う地域計画、これをこの中に盛り込まなくてはいけないということであれば、その時期も踏まえてプラの分別だったり、家庭系ごみの有料化の検討ということを行わなくてはいけないのかなというふうに感じたんですが、そのことも含めてご答弁をお願いいたします。

大きな2番の堆肥化施設の整備については、一定理解はしたんですけれども、今回建て直すに当たって、整備後は正式な運用となるというところで、この間いろいろと調査研究をしながら、良質な肥料を安定的に供給はできていたけれども、一方課題として、まだ原材料となる枝草が安定しては入ってきていない、特に冬場なんかは量が減るというお話でした。この課題を克服するための具体的なお考えがあればお示しをください。

大きな3番についてです。

分担金の見直しについては、令和6年度からの見直しということで理解しました。その金額については、今年度、令和5年11月に示されるということで、これまでは分担金については、それだけでは足りなかったのが基金を取り崩しながら運営を行ってきたので、少なくとも基金を取り崩さないため、それから物価高騰に対応するためということで、少なくとも45億が必要というご答弁でした。

ただ、この中には第一工場ごみ処理施設の建設費用というものが全く含まれていないということなので、来年度からの分担金について、財政計画2024ではどのように計上していくのか。3月の全員協議会のところに出された資料では、あくまでも概算費用として2つ出され

ておりました。A-1の案であれば約540億、B-1の計画であれば、概算で600億ほどとなっております。この概算金額が今後何らかの要因によって金額が大きく変わるということもあり得るのかも含めてご答弁をお願いをいたします。

②について、事業系ごみも反映をした費用負担にするべきということについて、今後、今現在10キロで210円のごみ処理原価について、毎年点検を行い、見直していくことなども検討を行っていくということで答弁がありました。もちろんそういった事業系の事業者に対してのごみ処理手数料の見直しということも必要だと思います。

そこについては何ら反対するものではないんですが、先ほども申しましたように、第一工場ごみ処理施設の建設費用はかなり高額なものになります。現在の分担金の負担割合でいくと、平等割が15%となっています。これをそのまま第一工場ごみ処理施設の建設費用に当てはめると、小さな自治体にとってはとても大きな負担となると思うんです。そういった意味で、第一工場ごみ処理施設の建設費用だけの負担割合ということも検討する必要があるかと思うんですが、この点についてお尋ねをいたします。

○小川利八議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

[福田 晃管理者登壇]

○福田 晃管理者 それでは、ただいまの平野議員さんから6点再質問をいただいたと思えますけれども、いずれも事務局長からご答弁を申し上げます。

○小川利八議長 事務局長。

[小野正利事務局長登壇]

○小野正利事務局長 それでは、ただいまの平野議員さんの再質問に順次お答えいたします。

まず、プラスチック分別の実施、家庭系ごみの有料化、それぞれの期限についてのお尋ねでございますが、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を実施する期限としては、循環型社会形成推進地域計画の計画期間終了から1年となっております。例えば、第二工場ごみ処理施設の基幹改良工事について交付金を受けるためには、新たに地域計画に記載する必要があるわけですが、当該工事は令和16年度から設計に着手することとしておりますので、第5期地域計画に記載することとなります。第5期地域計画につきましては、令和12年度から令和16年度までを計画期間とする予定ですので、実施期限は令和17年度となります。

家庭系ごみの有料化につきましては、期限は特に設けられておりませんが、国の交付金を

受ける施設を整備する場合には、検討状況について地域計画に記載することとなっております。

次に、家庭系ごみの有料化以外の家庭系ごみを減らす施策についてのお尋ねでございますが、現時点の環境省のホームページには幾つかの事例が紹介されております。例えば、分別品目の拡大によるリサイクルの推進や可能な限り燃やすものを減らす取組などがございます。

なお、家庭系ごみの有料化はごみ減量化の施策の一つであるため、家庭系ごみの有料化と同等のごみの減量の効果が見込まれる方法が求められております。

次に、新たな施設整備等を実施する場合のプラスチックの分別収集と家庭系ごみの有料化の検討の必要性についてのお尋ねでございますが、構成市町及び組合において、例えば現在策定している令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第4期循環型社会形成推進地域計画において、新たな施設建設や改修工事等を記載している場合、計画期間終了から1年後の令和12年度末までにプラスチック使用製品廃棄物の分別収集等に関する措置を実施する必要がございます。また、家庭系ごみの有料化につきましては、国の交付金を受けて施設を整備する場合は、検討状況について具体的に地域計画に記載することとなっております。

次に、第一工場堆肥化施設の整備に関する課題についてのお尋ねでございますが、今後につきましては、河川等によく見られるヨシなど、堆肥化に時間がかかるため今まで受入れを行っていなかった植物についても受け入れることで、原材料の確保に努めてまいります。また、新たな堆肥化施設についての整備事業を検討する中で、原材料や生産方法等についても調査していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第一工場ごみ処理施設の建設費用を含め、財政計画2024における分担金についてのお尋ねでございますが、第一工場ごみ処理施設の基本設計につきましては、令和5年度及び令和6年度の2か年で策定する予定になっており、現在、災害廃棄物の発生量の想定や既存施設の耐力度調査等を進めております。これらの結果を踏まえ、更新する焼却炉の処理能力や炉の構成など、基本条件の設定を行い、概算事業費の算出を行う予定でございます。

令和5年11月頃にはこの概算事業費を含めた資金収支計画案を作成し、令和6年度以降の分担金案を組合構成市町にお示ししてまいりたいと考えております。

令和6年度の分担金については、基金の取り崩しが生じないように、少なくとも45億円程度とし、令和7年度および8年度においては、段階的に分担金を増額、工事着手年度である令和9年度以降においては、第一工場整備事業のために必要となる将来の分担金額を平準化し、その額を各年度の分担金額とするということを想定しております。

また、金額の変更につきましては、現在、耐力度測定を行っておりますので、その状況により耐震補強等に変更があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第一工場ごみ処理施設の建設費用に係る分担金負担割合を検討する考えについてのお尋ねでございますが、組合の経費については、東埼玉資源環境組合同規約第19条により組合の構成市町が平等割15%、搬入割85%の割合で負担することとなっております。その規約を変更する場合には、構成市町の議会の議決によって決定されるものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○小川利八議長 ただいまの再答弁に対して、重ねての質問はございますか。

4番、平野千穂議員。

○4番 平野千穂議員 大きな項目の1番のごみ減量への取組について、特に家庭系ごみ処理の有料化の検討、これは全ての住民の方々に直接関係をしていくことだと思います。今のご答弁を聞いてなかなか難しく理解ができない部分もあるんですけども、有料化をしなかった場合は有料化と同様の施策を講じる必要があるということでした。

家庭系ごみ処理のまず有料化というものは、やり方としてどういった手法なのかということ伺いたいのと、先ほどいろいろほかのやり方としてお話しされていたことというのは、ごみにしないで、資源にしないというような事柄だったと思うんです。それは既に一定のところを各構成自治体のほうでは努力はされていると思うんですけども、それ以上にごみの減量、有料化と同様の手法としてやらなくてはいけないということと、今回のプラスチックの分別収集処理ということとの兼ね合いもあると思うんですけども、そのあたりをもう少し分かるような形でご説明をいただきたいと思います。

第一工場ごみ処理施設の更新事業についてなんですが、分担金、この費用については7年、8年は段階的に、そして9年度からは第一工場のごみ処理施設の建設費用を乗せた形で平準化をしていくということでした。先ほど私のほうで質問をした概算費用についての今後見直しがあるかどうかというところで、耐震補強の部分等々で今後の見直しがあるかのようなお話があったんですけども、いただいております資料のほうの概算費用にもう既にこちら母屋の耐震補強、中性化対策など、そういった整備費用の3割を加算してあるというふうになっているんですけども、その加算をした上でもまだ見直しが必要があるということなのか伺います。

最後、費用負担の割合についてなんですが、これは質問ではないんですけども、こうい

った形で広域行政でごみ処理を行うスケールメリットというのは、そこに住む住民の方お一人お一人に平等に与えられるものでなければならないというふうな点からすると、この平等割の15%というのは、今の構成市町のそれぞれの人口割合が、例えば一番小さな松伏町と一番大きな越谷市では10倍ほど、10倍以上違う中でなかなか標準化、平等化というふうな観点にはなっていないと思うので、ぜひここは今後の検討課題に入れていただきたいと思います。

○小川利八議長 4番、平野千穂議員、最後のは要望でよろしいですか。

○4番 平野千穂議員 はい。

○小川利八議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

[福田 晃管理者登壇]

○福田 晃管理者 ただいまの平野議員さんの再質問2点につきましては、事務局長よりご答弁を申し上げます。

○小川利八議長 事務局長。

[小野正利事務局長登壇]

○小野正利事務局長 それでは、平野議員さんの再々質問に順次お答えいたします。

家庭系ごみの減量の中で、まず有料化のやり方ということでございますが、一般的な有料化のやり方といたしましては、指定した袋を作りまして、その袋の原価にごみ処理手数料を乗せるというやり方でございます。それで、住民の方にそれを買っていただいて、ごみ処理に使っていただくというのが一般的な有料化のやり方となっております。

次に、さらなる減量ということですが、構成市町で分別については十分やられているということでございますが、さらにということで、もっと細かくして、まだまだごみのピットなどを見ますと、資源に回せるようなものも含まれて搬入されてきておりますので、さらに細かくやっていくということで、各自治体では取り組んでいるということでも伺っております。

次に、第一工場の建て替えについての施工金額が今後変わる可能性があるのかということでございますが、前回全員協議会の中で示させていただいた施工費の中にも耐震化の費用は想定で含まれております。ただ、そのときには耐震診断を行っていませんで、実際にその建物がどの程度の、現在の耐震基準にどの程度適合しているかということが分からない状況でございましたので、今回は、この建物の耐震強度というものを正確に把握する中で、現在の耐震基準に合わせるためには、補強工事をどのように行っていかなければいけないかということ細かく算出するというところでございます。それによって金額の変更もあるということ

でご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○小川利八議長 以上で一般質問を終了いたします。

◎諸般の報告

○小川利八議長 この際、諸般の報告をいたします。

各常任委員長から、特定事件について閉会中の継続審査といたしたい旨の申出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申出がありましたので、特定事件一覧表のとおりお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の各常任委員会付託

○小川利八議長 各常任委員長から閉会中における特定事件の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小川利八議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○小川利八議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として、議会運営委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小川利八議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として、議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○小川利八議長 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○小川利八議長 この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福田晃管理者。

〔福田 晃管理者登壇〕

○福田 晃管理者 6月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、ありがとうございました。

さて、6月2日から3日にかけて、台風2号に伴う大雨が組合管内にも大きな被害をもたらしました。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く日常生活を取り戻すことができますようお祈り申し上げます。

組合といたしましては、災害時においても安全かつ安定的にごみとし尿の処理が行える体制構築に引き続き努めてまいります。

議員の皆様には今後も変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○小川利八議長 これにて、令和5年6月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

午前10時58分 閉会